

ひょうご 仕事と生活の調和企業認定

ひょうご仕事と生活センターでは、ワーク・ライフ・バランスを実現する制度整備や働き方の見直し、組織風土の醸成等に向けた取り組みを支援するとともに、このような取り組みを進め、一定の成果を収めている企業、団体等を「認定」し、さらに先進的な取り組みを実施している企業を「表彰」しています。まずは「認定」にご応募ください。

応募締切

平成29年1月13日(金)

認定されたことで、従業員の意欲が高まった。さらに表彰を目指したい！

表彰を受けた結果、入社希望者が増えた。従業員の定着率も向上した。

表彰・認定企業の声



ワーク・ライフ・バランスを進めていくと？

- 業務効率の向上をもたらします。
- 勤労者の働く意欲が向上し、離職者が減少します。

認定されると？

- 認定企業としてホームページ等で広報します。
- ハローワークの求人票や求人広告などでPRできます。



ひょうご仕事と生活センター
ホームページ：認定ページ

表彰されると？

- 新聞に大きく掲載され、企業のイメージアップにつながります。
- 学生向け事例集に大きく掲載されます。優秀な人材の確保につながります。



学生向け事例集

(県内大学に配布・2万2千部作成)

応募方法は裏面をご覧ください！

(公財)兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

認定・表彰までのステップ

1. 「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言書」を提出

仕事と生活の調和推進に取り組むことを宣言・登録してください。
宣言すれば、ひょうご仕事と生活センターから様々な支援を受けることができます。

2. WEB による自己診断を実施

診断用 URL はこちら → → <https://www.hyogo-wlb.jp/diagnosis/entry.php>
※ 自己診断結果で総合評価が概ね星印(★)2つ以上が認定対象となります！

3. 「認定申請」必要書類を提出 ※必要書類は下記のとおり

提出書類をひょうご仕事と生活センターに郵送または持参してください。

- 申請書 ※1
 - 自己診断結果(結果が概ね★2つ以上が認定対象です)
 - 法令チェックリスト ※2
- ※1及び※2はこちらからダウンロードできます。

<http://www.hyogo-wlb.jp>

応募締切
H29.1.13

4. ヒアリングを実施します(センター職員が訪問予定)

(2月頃)

認定企業に決定！

- ※ 認定審査会で審査します。
- ※ これまでに98企業・団体を認定しています。

認定された企業から表彰候補を選定します。

※ 別途、手続きが必要です。

5. 従業員意識調査・表彰審査会でのプレゼンの実施

(9月頃)

ひょうご仕事と生活のバランス表彰企業へ

(11月頃)

※これまでに76企業・団体を表彰しています。



表彰を目指してご応募ください！

ご連絡をお待ちしております。

申込先

(公財)兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター1F

TEL : 078-381-5277 FAX : 078-381-5288 E-Mail info@hyogo-wlb.jp